

事^ニ由^ル一^ニ筆^ニ
 未^レ得^ニ其^レ意^一候^ニ得^レ共^一、一^ニ筆^ニ
 啓^上仕^候、益々各様方御揃
 御勇健一被^レ成^ニ御座^一珍重
 奉^レ存^候、然^ハ御村方文六殿
 其御役宅^江踏^込ミ候^ニ付、
 寺院方御頼御詫申筋も
 不^ニ相^レ済^一候^ニ趣^ニ而^一不^レ斗^ニ家^一出、
 且^今而^ハ後^悔先^非を悔、
 江戸御上屋敷^江願^出候^處、
 郡方御役人中私方^江被^ニ
 仰^聞一^候ハ、文六願^候趣^尤之
 事^ニハ候^得共、差^越願^ニ付
 難^ニ御^取上^一、併^御屋敷^江願^出
 候^之趣^を以^一先^帰村^{いたし}、

⑩〔文六江戸屋敷願出し一件に付
江戸宿より書状〕

きょうわ
享和3年(1803)7月

安中藩領五料村の百姓文六は、酒に酔って
 名主宅で暴れた末に家出をし、江戸に滞在し
 ています。文六は、どうにか帰村したいと
 藩の江戸上屋敷に駆け込み願いをしたところ、
 藩の役人は馬喰町三丁目の江戸宿近江屋
 善兵衛を介して願い出るよう指示をします。

この書状は、江戸宿善兵衛が江戸藩邸の役
 人の指示を受けて、五料村へ送ったもので
 す。江戸宿が、百姓と江戸藩邸との仲介を担
 う側面がうかがえ、非常に珍しい史料です。



安中市松井田町五料 中島徳造家文書
P 8 9 0 9 ・ No. 1 6 4 1

【⑩】〔文六江戸屋敷願出し一件
に付江戸宿より書状〕

〔釈文〕

未得^ニ其^レ意^一候^ニ得^レ共^一、一^ニ筆^ニ
 啓上仕候、益々各様方御揃
 御勇健一被^レ成^ニ御座^一珍重
 奉^レ存^候、然^ハ御村方文六殿
 其御役宅^江踏^込ミ候^ニ付、
 寺院方御頼御詫申筋も
 不^ニ相^レ済^一候^ニ趣^ニ而^一不^レ斗^ニ家^一出、
 且^今而^ハ後^悔先^非を悔、
 江戸御上屋敷^江願^出候^處、
 郡方御役人中私方^江被^ニ
 仰^聞一^候ハ、文六願^候趣^尤之
 事^ニハ候^得共、差^越願^ニ付
 難^ニ御^取上^一、併^御屋敷^江願^出
 候^之趣^を以^一先^帰村^{いたし}、

五人組を以平兵衛江相詫、
 若相済兼候ハ、安中
 御城内へ駈込願可レ致段、
 江戸御役人中之差図
 を請候旨可二申聞一旨、私方江
 委細御教導ニ付、此段
 御達申上候、いつれ二も
 各方御立入、幾重ニも村
 御役人^与申御役宅を荒し
 候之段ハ、何方ニも心得違ニ付、
 何様相詫候^而も不レ苦事故、
 宜敷御含御訴訟可レ被レ成候、
 尤文六殿儀も今更ニ相成
 後悔仕候趣ニ御座候、右之段
 御頼申上度如レ此御座候、尚又
 重便可二申上一候、謹言

一 諭旨ニ付
 七月十九日 近江屋善兵衛

六左衛門様
 太右衛門様
 半蔵様
 惣十様
 人々中

馬喰町三丁目
 七月十九日 近江屋善兵衛

六左衛門様
 太右衛門様
 半蔵様
 惣十様
 人々中